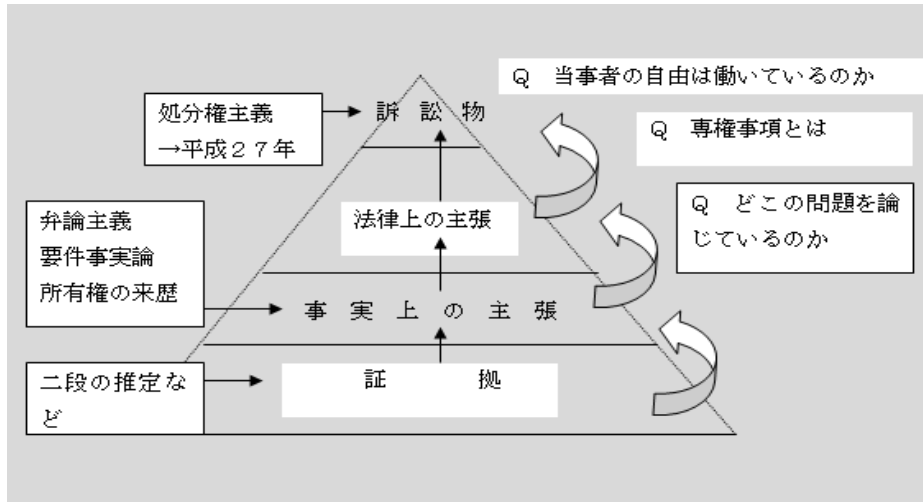


## 学習法探究

※ なぜ、複雑訴訟が難しいのか？＝すべての支配原理が入り乱れている

### 【問題の整理】

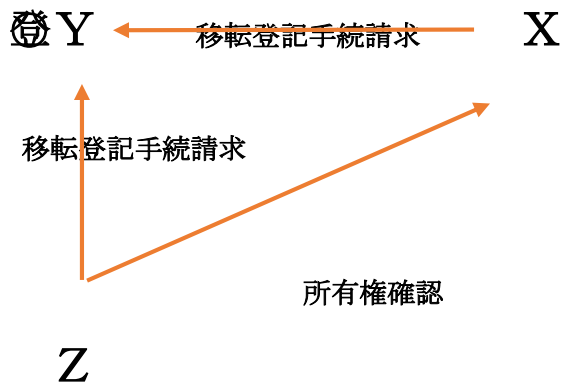


### 【獲得目標の一例】

- 問 複数請求，複数当事者とするかどうかの決定の局面における支配原理は？
- 問 共同訴訟における主張共通の問題を論じるときの支配原理は？
- 問 独立当事者参加や同時審判申出共同訴訟における，非両立性の判断をできるか？その判断はどの支配原理が妥当しているのか？
- 問 補助参加における参加的効力を論じる際，支配している原理は？
- 問 共同訴訟的補助参加とは，どのような局面を想定している？
- 問 共同訴訟参加とは？
- 問 株主代表訴訟における，株主への判決効の拡張とは，どのような構成なのか？

## 1 独立当事者参加における非両立性の判断

### 二重譲渡事例



問：なぜ非両立関係にあるのか？二重譲渡は債権として両立しているのでは？

= 請求原因間の非両立性を考察する。



Z X 間 所有権確認

請求原因 Y Z 売買

X の権利主張

抗弁 X Y 売買 ⇒ 否認 or 不知

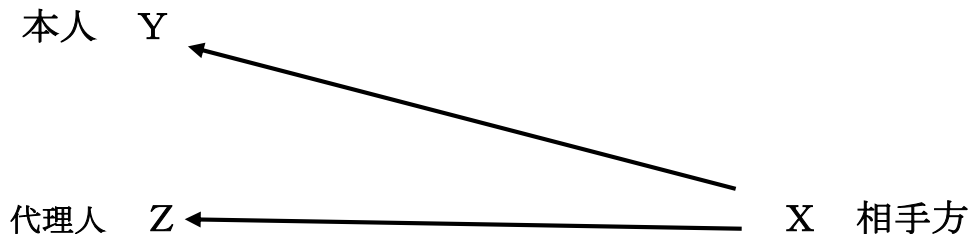
権利主張 「登記具備までは所有者と認めない」

再抗弁 心裡留保, 虚偽表示, 錯誤, 詐欺, 債務不履行解除など

※ 再抗弁まで確認すると, 見えてくるものは??

= 講義にて説明

## 2 同時審判申出共同訴訟における非両立性の判断



問 本人に対して効果帰属を主張する請求と, 代理人に対して無権代理人の責任追及する局面において, 非両立性を基礎づける請求原因を構成せよ

【思考過程】

- ・ 実体法上, 有権代理と無権代理人への責任追及に, 優劣はあるのか?
- ・ 論理上両立しえないとは, なにを対象として考えるのか?
- ・ 請求原因事実と抗弁事実が重なっているとは?

⇒ 法律要件分類説とは?

= 法律要件分類説が概念矛盾を起こしていないか??

## 複雑訴訟

【訴訟の主体→訴訟の開始→訴訟の審理→訴訟の終了→複雑訴訟→不服申立手続】

### 複数請求訴訟

- 1 訴えの客観的併合
- 2 訴えの変更
- 3 反訴
- 4 中間確認の訴え

### 多数当事者訴訟

- 1 共同訴訟
- 2 補助参加訴訟
- 3 三面訴訟
- 4 当事者の交替

## 1 複雑訴訟形態の分類

### 【複雑訴訟形態の分類】

#### 複数請求訴訟

1対1の訴訟に、複数の請求が並立する訴訟形態  
 =客観的な併合形態

#### 多数当事者訴訟

1つの訴訟に、当事者またはそれに順ずる立場として、3名以上の者が関与する訴訟形態  
 =主観的な併合形態

### 【複数請求訴訟】

はじめから請求が複数 (原始的複数)	固有の訴えの客観的併合 (136条)		①単純併合	
			②選択的併合	
			③予備的併合	
途中から請求が複数 (後発的複数)	原告主導	訴えの変更 (143条)	請求の拡張と縮減	
			追加的変更	単純併合
				選択的併合
				予備的併合
交換的変更				
	被告主導	反訴 (146条)		
	当事者主導	中間確認の訴え (145条)		
その他	弁論の併合 (152条)・判決の併合			